

# 大分県報

令和六年  
第五五〇号  
十月十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び変更の許可申請……………二
- 指定予定保安林……………六
- 付保義務の発生……………六
- 道路区域の変更（二件）……………六
- 公 告……………七
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………七
- 一般競争入札の実施……………八

### 〇告示

#### 大分県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年十月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
---------	--------	-----	-------

令和六年十月十一日

大分県報（告示）

南佐調剤薬局中央店	有限会社南佐調剤薬局	佐伯市向島二丁目一九一―四	令六・八・一
みなとクリニックス	医療法人祥成会	別府市東荘園二丁目一五一―八番地の六	令六・七・一六
白杵矢田歯科医院	医療法人 Smile	白杵市白杵二―一〇七―七二〇	令六・七・一
長野歯科口腔外科	長野 公喜	杵築市山香町内河野二七三〇―一	令六・七・一
ひまわり薬局	株式会社くすりの樹	玖珠郡玖珠町大字塚脇四四一番地の一	令六・八・一
大分県厚生連鶴見病院	大分県厚生農業協同組合連合会	別府市緑丘町一二番一号	令六・八・一
脇菌科	脇 修二	別府市小倉四組	令六・八・一
やか整形外科	医療法人明匠会	佐伯市大手町三丁目四番三号	令六・八・一
浜田消化器科内科医院	浜田 義之	白杵市大字福良四五二番地	令六・八・二六
久保歯科医院	久保 友成	杵築市大字奈多字志口三四九六一〇	令六・八・一
石部歯科	石部 純	宇佐市大字長洲五四五番地	令六・八・一
倉成歯科医院	倉成 一宏	玖珠郡玖珠町森三八―二	令六・八・一
日田ごうばる耳鼻科・アレルギー科	合原 良亮	日田市大字十二町三三六番地―一	令六・九・六
下川薬局十二町店	株式会社下川薬局	日田市大字十二町三三六番地―一	令六・九・一
佐藤とよかわクリニックス	医療法人明徳会	宇佐市大字中原三四七番地	令六・八・一

#### 大分県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合

を含む。)の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和六年十月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

変更前 変更後

所在地

廃止年月日

れんげ草薬局

店 アイン薬局国東

国東市国見町大熊毛字花開一八二一

令六・七・一

大分県告示第四百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和六年十月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

廃止年月日

佐藤第二病院

医療法人明徳会

宇佐市大字中原三四七番地

令六・七・三一

大分県告示第四百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
令和六年十月十一日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
別府市鉄輪三百三十五番地の一  
合資会社鬼山地獄

大分県知事 佐藤 樹一郎

代表理事 上月 敬一郎

2 特定事業場の所在地及び名称  
別府市鉄輪三百三十五番地の一  
鬼山ホテル

3 設置される特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三  
ハ 入浴施設

種 類 入浴施設

能 力 〇・二㎡ 一一基

工 事 着 手 予 定 年 月 日 許可後

工 事 完 成 予 定 年 月 日 令六・一・三〇

使 用 開 始 予 定 年 月 日 令六・一・二一

使 用 時 間 間 隔 連続

一 日 当 た り の 使 用 時 間 二四時間

使 用 の 季 節 的 変 動 なし

汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 単位 通常の値 最大の値

項 目 水素イオン濃度 単位 通常の値 最大の値

汚 水 等 の 状 態 の 値 生物化学的酸素要求量 単位 四〇 五〇

化学的酸素要求量 単位 五〇 六〇

浮遊物質 単位 四〇 五〇

窒素含有量 単位 一〇 一五

りん含有量 単位 五 八

4 変更しようとする特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の六 飲食店に設置されるちゅう房施設及び第六十六号の三 ハ 入浴施設  
5 変更しようとする事項の内容  
特定施設の構造及び使用の方法

6 特定施設の構造及び使用の方法																						
区	種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量													
									項目	単位	項目	単位										
変	更	前	変	更	後	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L									
変	更	前	変	更	後	二〇	一六	六〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	五・八〇八・六	二二	通常 の値	なし	一六時間	六時～二二時	既設	既設	既設	一、〇〇〇食/日	飲食店に設置されるちゅう房施設
						三〇	二五	八〇	四〇〇	五〇〇	四〇〇	五・八〇八・六	一五	最大 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						二〇	一六	六〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	五・八〇八・六	二二	通常 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						三〇	二五	八〇	四〇〇	五〇〇	四〇〇	五・八〇八・六	一五	最大 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

令和六年十月十一日

大分県報(告示)

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の状態の値											
									単位	m <sup>3</sup> /日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量					
変更前	入浴施設	○・二 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 三八基	既設	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常	六	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	四〇	化学的酸素要求量	五〇	浮遊物質	四〇	窒素含有量	一〇	りん含有量	五
									最大	九	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	五〇	化学的酸素要求量	六〇	浮遊物質	五〇	窒素含有量	一五	りん含有量	八
									通常	八	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	四〇	化学的酸素要求量	五〇	浮遊物質	四〇	窒素含有量	一〇	りん含有量	五
									最大	一二	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	五〇	化学的酸素要求量	六〇	浮遊物質	五〇	窒素含有量	一五	りん含有量	八
変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	通常	八	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	四〇	化学的酸素要求量	五〇	浮遊物質	四〇	窒素含有量	一〇	りん含有量	五
									最大	九	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	五〇	化学的酸素要求量	六〇	浮遊物質	五〇	窒素含有量	一五	りん含有量	八
									通常	八	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	四〇	化学的酸素要求量	五〇	浮遊物質	四〇	窒素含有量	一〇	りん含有量	五
									最大	一二	項目	五・八〇	生物化学的酸素要求量	五〇	化学的酸素要求量	六〇	浮遊物質	五〇	窒素含有量	一五	りん含有量	八

種	類	処理方式	能	構	主	工	工	使	使	一	使	汚水等の一日当たりの量		項	汚水等の状態の値											
												単位	m <sup>3</sup> /日		項目	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
7	汚水等の処理の方法	生物化学的処理装置	長時間ばつ気方式+接触ばつ気方式	一、六〇〇人槽 三六〇m <sup>3</sup> /日	鉄筋コンクリート造	縦二五・二m×横一五m×深さ四・六五m	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	五・八 〜 八・六	二〇〇	一五〇	二五〇	六〇	二〇	二	二〇	三、〇〇〇
												通常	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	五・八 〜 八・六	二〇〇	一五〇	二五〇	六〇	二〇	二	二〇	三、〇〇〇
												通常	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	五・八 〜 八・六	二〇〇	一五〇	二五〇	六〇	二〇	二	二〇	三、〇〇〇
												通常	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	五・八 〜 八・六	二〇〇	一五〇	二五〇	六〇	二〇	二	二〇	三、〇〇〇
8	排出水の量及び汚染状態の値																									
1	縦覧期間	二事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所																								
No.2	No.1																									

令和六年十月十一日

大分県報(告示)

令和六年十月十一日から同年十一月一日まで  
縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

大分県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町槻木字上惣見三五二七番一、三五二七番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字上惣見三五二七番一・三五二七番二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百六十九号

宇佐市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年十月十一日

大分県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

中津市大字永添字東佃三九四番三から  
中津市大字永添字坂本六二八番一地先まで

前

メートル  
一三・八  
）  
九・三

メートル  
三九〇・三

中津市大字永添字東佃三九四番一から  
中津市大字永添字坂本六二八番一まで

後

二七・〇  
）  
一八・五

三九〇・三

大分県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
中津市大字永添字坂			メートル	メートル	上記A

本六二八番一地先から 中津市大字永添字城 屋敷一二一八番五 ま		前	A	二一・四 九・五	四一三・三	及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
中津市大字永添字坂 本六二八番一から 中津市大字永添字城 屋敷一二一八番五ま で		後	B	四〇・三 一八・三	四〇六・三	
			A	四〇・三 九・五	四一三・三	

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

大分県立病院長 佐 藤 昌 司

一 調達をする物品等の種類

全自動注射薬払出装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。  
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九

令和六年十月十一日

条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他大分県立病院長が必要と認める事項

3 告示による入札参加資格を取得している者は、大分県立病院長が発注する競争入札に参加する資格があるものとする。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

大分県立病院の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇一八五一 大分市豊饒二丁目八番一号

電話 ○九七―五四六―七四四〇

3 申請の時期

令和六年十月十一日から同年十一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。な

大分県報（告示・公告）

お、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 有効期間  
資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。
- 2 更新手続  
令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 三の2の場所において交付する。
- 六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合
- (三) 資格審査の申請書（告示第八条に規定する変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
- (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年10月11日

大分県立病院長 佐 藤 昌 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量  
全自動注射薬払出装一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

(2) 納入期限

令和7年3月31日（月）

- (3) 納入場所  
大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争入札参加資格  
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。
- (2) 申請の方法  
(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先  
大分県立病院事務局会計管理課物品管理班  
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号  
電話 097-546-7440

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 申請の時期  
令和6年10月11日（金）から同年11月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで  
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

- (2) 申請書の提出先  
2の(3)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
大分県立病院事務局会計管理課物品管理班  
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号  
電話 097-546-7440
- (2) 日時  
令和6年10月11日（金）から同年11月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書の交付場所及び日時

<p>4に同じ。</p> <p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(3) この調達に係る入札説明書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和6年11月22日（金）午前9時30分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月21日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 令和6年11月22日（金）午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。こ</p>	<p>の場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2の(3)に記載する部局とする。

15 その他

この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Automatic Delivery System for Injection

Quantity: 1set

(2) Delivery Deadline

March 31, 2025

(3) Delivery Place

Oita Prefectural Hospital

(4) Time limit for tender

9:30a.m. November 22, 2024

(5) Contact office for contract

Supplies and Property Management Section

Accounting Management Division

Oita Prefectural Hospital

2-8-1 Bunyou, Oita City 870-8511

TEL 097-546-7440